



省課  
業品  
産製  
経済  
生活

「外国人技能実習の適正な  
実施のための取組」を公表

## 業界で法令順守徹底

経済産業省製造産業局生活製品課は19日、「繊維産業における外国人技能実習の適正な実施等のための取組」を公表した。今回の決定で、繊維業界としても技能実習に関わる法令順守の徹底、取引適正化の推進、さらに発注企業がサプライチェーン全体で社会的責任を果たすための取組を進める。

同省は繊維産業で外国人技能実習生に関わる法令違反が多く指摘されている状況を踏まえ、法務省および厚生労働省の協力を得て3月、繊維・衣料品業界の団体などを中心とする「繊維産業技能実習事業協議会」を設けた。4回にわたって議論し、取組を決めた。

技能実習に関わる法令順守の徹底について、受け入れ企業は社内研修会を実施し、発注企業と業界団体に実習の実施状況を報告する。業界団体は講習会を実施し、会員企業での実習の実施状況をモニタリングし、指導、支援、監査する。受け入れ企業と業界団体は実習生の技能習得や生活を支援する。

取引適正化の推進については、発注企業と受注企業の間で適正な取引条件を協議する。縫製の受発注企業は、5月に運用を始めた「縫製工賃交渉支援クラウドサービス」を活用するな

ど、適正な工賃を協議する。SCM推進協議会は8月までに「取引ガイドライン」に縫製業に係る項目を加える。日本繊維産業連盟（繊維連）は7月までに「自主行動計画」を改訂する。発注企業は、サプライチェーンにおける社会的責任を果たす取組として、受注企業での

技能実習の実施状況を書面や訪問、監査を通じて確認する。業界団体は会員企業のサプライチェーン全体の取引適正化に向けた取組状況や技能実習の法令順守状況をモニタリングし、指導・支援する。その一環で、各団体は推進委員会を設置し、繊維連へ定期的に報告する。

経済産業省

# 外国人技能実習適正化へ

## 適正取引にも踏み込む

経済産業省は19日、繊維産業における外国人技能実習の適正な実施等のための取組(以下、取組)を公表した。法令順守の徹底や取引の適正化、アパレルなど発注企業の社会的責任、業界団体の態勢整備が主な内容。同省は業界団体に対し実施状況の定期的な報告を求め、杉山真生生活製品課長は、問題の改善には「優良事例を増やすことが重要」と述べた。

19日に開いた同協議会で取組を決定した。取組では、大企業が率先して具体的な行動をとることを求めることも、発注企業に2次下請け、3次下請けなどを含めて技能実習状況が適正であるかを書面や訪問、監査などを実施して社会的責任を果たすことを要請している。アパレルがサプライチェーンの技能実習の問題があっても認識しないことが問題の背景にあると指摘する。

同省は多田明弘製造産業局長と鎌原正直繊維連合会長の連名で、外国人技能実習のための適正な実施に関する要請書を各団体に通知する予定。内容はサプライチェーン全体の法令順守、適正な取引条件、労働環境の確保などを要請する。

取組の適正化も問題の背景にある。5月から運用を開始したシステム「縫製工賃交渉支援クラウドサービス」(日本アパレルソーイング工業組合連合会のACCTシステム)を活用して適正工賃を確保、取引適正化を推進する。繊維連には7月までに適正取引などの自主行動計画の改訂を求め

た。業界団体に対して、「技能実習適正化推進委員会(仮称)」と「取引適正化推進委員会(仮称)」を設置し、会員企業の指導や支援を行う。繊維連に対して同省への定期報告を求め、年内は秋と年末

に実施する予定。外国人技能実習では、繊維産業の法令違反が多くなっている。一部は指摘されている。一部は「放置」しておけば繊維業界全体の問題になる(同省)との危機感から、今回の取組のとりまとめとなった。

新設したのも、工場監査などを組織的に進めていくためだ。とはいえ、こうした団体に加盟していないアウトサイダー企業にどう法令順守を徹底させるか。商社経田の第2次、第3次下請けをどう把握していくかも、課題として残る。

百貨店など小売業のPBが増加する中で、「繊維産業技能実習事業協議会」の構成員に小売り関連団体が含まれていないことは、産業全体を網羅できていないという側面にもつながる。

### 実効性のある現実運用を

昨年末の技能実習生の数は全産業で27万4千人、繊維産業で約3万1千人を受け入れている。うち8割が縫製業。一方、法務省入国管理局が不正行為を通知した受け入れ企業のうち、繊維産業は過半数を占めた。ほとんどが縫製業で、最低賃金や割増賃金の不払い、違法な時間外労働、偽変造文書などの法令違反だ。今回の「取組」を決定した背景にはこうした問題があった。

この問題に関わる各団

体とも「法令順守の徹底」に賛成する。とはいえ、縫製の受注企業は、発注企業が提示する安価な工賃を受け入れざるを得ないという事情もある。このため、技能実習の法令順守だけでなく、取引適正化の推進も盛り込んだことが特徴と言える。それぞれは連鎖的な構造にあり、全体で確認することで、適正化を担保しようとしている。

日本アパレル・ファッション産業協会が昨年12月に「CSR準備室」を

新設したのも、工場監査などを組織的に進めていくためだ。とはいえ、こうした団体に加盟していないアウトサイダー企業にどう法令順守を徹底させるか。商社経田の第2次、第3次下請けをどう把握していくかも、課題として残る。

同省は日本繊維産業連盟(繊維連)などが参加する「繊維産業技能実習事業協議会」を今年3月に発足。繊維業界での外国人技能実習の法令違反適正化を議論してきた。

取組では、業界団体が主導して法令順守の徹底のために、研修実施や技能実習の実施状況を把握し、指導・支援・監督などを行うとする。

連合会のACCTシステムを活用して適正工賃を確保、取引適正化を推進する。繊維連には7月までに適正取引などの自主行動計画の改訂を求め

た。業界団体に対して、「技能実習適正化推進委員会(仮称)」と「取引適正化推進委員会(仮称)」を設置し、会員企業の指導や支援を行う。繊維連に対して同省への定期報告を求め、年内は秋と年末

に実施する予定。外国人技能実習では、繊維産業の法令違反が多くなっている。一部は指摘されている。一部は「放置」しておけば繊維業界全体の問題になる(同省)との危機感から、今回の取組のとりまとめとなった。

百貨店など小売業のPBが増加する中で、「繊維産業技能実習事業協議会」の構成員に小売り関連団体が含まれていないことは、産業全体を網羅できていないという側面にもつながる。

日本の衣料品は、安心・安全だけでなく、クオリティの高さも武器である。適正工賃を目安にするだけでなく、この匠の部分をどう評価することも課題である。

例えば、「J∞クオリティ」では、既に「安心・コンプライアンス認証」を得た縫製工場が303社ある。こうしたデ

「(持続可能性)に向かう今、より実効性のある運用をしていくことが重要なことになる。」